

変更前	変更後
<p><b>第2条（規約の変更）</b></p> <p>1. 当社は、契約者の了承を得ることなく、この利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には料金、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新規約を適用するものとします。</p> <p>2. 変更後の利用規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社ホームページ等に表示した時点より効力を生じるものとします。</p>	<p><b>第2条（規約の変更）</b></p> <p>1. 当社は、改訂日の 20 日前までに書面もしくは当社のホームページ上での告知その他の告知方法により、規約を変更できるものとします。ただし、規約の変更内容が誤字・脱字の修正などの軽微な修正、申込者及び契約者の一般の利益に資するような内容の変更の場合は、事前の告知なく直ちに變更できるものとします。</p> <p>2. 申込者または契約者が規約の変更に同意できないときは改訂日までに当社に申し出ることにより本契約を将来に向かって、解除することができるものとします。なおこの場合の解約は、変更前の規約に従い、取り扱うものとします。</p> <p>3. 申込者または契約者により、前項の申し出がない場合、申込者及び契約者は規約の変更同意したものみなします。</p>
<p><b>第3条（用語の定義）</b></p> <p>1.この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <p><b>用語の意味</b></p> <p><b>①VEGA 光（本サービス）</b> IP 通信網を使用して当社が行う電気通信サービスをいいます。</p> <p><b>②オプションサービス</b> 本サービスのオプションサービスとして当社が提供するサービスであり、個別サービス総称をいいます。</p> <p><b>③電気通信設備</b> 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。</p> <p><b>④電気通信サービス</b> 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。</p>	<p><b>第3条（用語の定義）</b></p> <p>1.この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <p><b>用語の意味</b></p> <p><b>①VEGA 光（本サービス）</b> IP 通信網を使用して当社が行う電気通信サービスをいいます。</p> <p><b>②オプションサービス</b> 本サービスのオプションサービスとして当社が提供するサービスであり、個別サービス総称をいいます。</p> <p><b>③電気通信設備</b> 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。</p> <p><b>④電気通信サービス</b> 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。</p>

### ⑤IP 通信網

主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます。以下、同じとします。)をいいます。

### ⑥NTT 東日本・西日本

東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の両方またはどちらか一方をいいます。

### ⑦取扱所交換設備

NTT 東日本・西日本の事業所等に設置される本サービス提供に係る交換設備(その交換設備に接続される設備等を含みます。)をいいます。

### ⑧契約者

この利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者をいいます。

### ⑨申込者

本サービス利用契約の申込みをした者をいいます。

### ⑩契約者回線

本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。

### ⑪回線終端装置

契約者回線の終端の場所に当社または NTT 東日本・西日本が設置する装置をいいます。(端末設備を除きます。)

### ⑫端末設備

電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)、または同一の建物内にあるものをいいます。

### ⑬自営端末設備

契約者が設置する端末設備をいいます。

### ⑤IP 通信網

主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます。以下、同じとします。)をいいます。

### ⑥NTT 東日本・西日本

東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の両方またはどちらか一方をいいます。

### ⑦取扱所交換設備

NTT 東日本・西日本の事業所等に設置される本サービス提供に係る交換設備(その交換設備に接続される設備等を含みます。)をいいます。

### ⑧契約者

この利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者をいいます。

### ⑨申込者

本サービス利用契約の申込みをした者をいいます。

### ⑩契約者回線

本サービス利用契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。

### ⑪回線終端装置

契約者回線の終端の場所に当社または NTT 東日本・西日本が設置する装置をいいます。(端末設備を除きます。)

### ⑫端末設備

電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)、または同一の建物内にあるものをいいます。

### ⑬自営端末設備

契約者が設置する端末設備をいいます。

<p><b>⑭ 自営電気通信設備</b> 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。</p> <p><b>⑮ 技術基準等</b> 端末設備等規則（昭和 60 年 郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件をいいます。</p> <p><b>⑯ 消費税相当額</b> 消費税法（昭和 63 年 法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方消費税（昭和 25 年 法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額</p> <p><b>⑰ 転用</b> NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスのうち、NTT 東日本・西日本が定める種類の回線を本サービスに移行することをいいます。</p>	<p><b>⑭ 自営電気通信設備</b> 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。</p> <p><b>⑮ 技術基準等</b> 端末設備等規則（昭和 60 年 郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件をいいます。</p> <p><b>⑯ 消費税相当額</b> 消費税法（昭和 63 年 法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方消費税（昭和 25 年 法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額</p> <p><b>⑰ 光コラボレーション事業者</b> NTT 東日本・西日本より指定を受けた卸電気通信サービスを、別のサービス等と組み合わせて再提供する事業者をいいます。</p> <p><b>⑱ 転用</b> NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスのうち、NTT 東日本・西日本が定める種類の回線を本サービスに移行することをいいます。</p> <p><b>⑲ 事業者変更</b> 別の光コラボレーション事業者が提供する IP 通信網サービスを本サービスに移行すること、もしくは本サービスを別の光コラボレーション事業者または NTT 東日本・西日本が提供する IP 通信網サービスに移行することをいいます。</p>
<p><b>第 7 条（転用）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスのうち、NTT 東日本・西日本が定める種類の回線を本サービスに移行することができます。</li> <li>当社では転用が完了した場合、転用前の NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスに復旧することはできません。</li> <li>本サービスから NTT 東日本・西日本を含む他の事業者のサービスに転用することはできません。</li> <li>NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスから本サービスに転用する場合、</li> </ol>	<p><b>第 7 条（転用）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスのうち、NTT 東日本・西日本が定める種類の回線を本サービスに移行することができます。</li> <li>当社では転用が完了した場合、転用前の NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスに復旧することはできません。</li> <li>本サービスから NTT 東日本・西日本を含む他の事業者のサービスに事業者変更することができます。</li> <li>NTT 東日本・西日本の IP 通信網サービスから本サービスに転用する場合、</li> </ol>

<p>当社の別途定める書類を当社に提出いただきます。</p> <p>5. 転用に際し、申込者は NTT 東日本・西日本が指定する方法で、NTT 東日本・西日本に転用承諾を得るものとします。</p> <p>6. 転用承諾手続きについて、申込者と委任された者との間の争議については、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>当社の別途定める書類を当社に提出いただきます。</p> <p>5. 転用に際し、申込者は NTT 東日本・西日本が指定する方法で、NTT 東日本・西日本に転用承諾を得るものとします。</p> <p>6. 転用承諾手続きについて、申込者と委任された者との間の争議については、当社は一切の責任を負いません。</p>
<p>なし</p>	<p><b>第 8 条（事業者変更）</b></p> <p>1. 他の光コラボレーション事業者の IP 通信網のうち、NTT 東日本・西日本が定める種類の回線を本サービスに移行することができます。</p> <p>2. 本サービスから NTT 東日本・西日本を含む他の事業者サービスに事業者変更することができます。この際、本サービスは第 15 条（契約者が行う本サービス利用契約の解約）に準じて取り扱います。</p> <p>3. 他の光コラボレーション事業者の IP 通信網サービスから本サービスに事業者変更する場合、当社の別途定める書類を当社に提出いただきます。</p> <p>4. 事業者変更により当社のサービスに変更する場合、申込者は移行元となる光コラボレーション事業者が指定する方法で、移行元の光コラボレーション事業者より事業者変更承諾番号を得るものとします。</p> <p>5. 事業者変更により当社のサービスを他の光コラボレーション事業者に変更する場合、第 15 条（契約者が行う本サービス利用契約の解約）として取り扱います。</p> <p>6. 事業者変更承諾手続きについて、申込者と委任された者との間の争議については、当社は一切の責任を負いません。</p>
<p>第 8 条追加の為、変更前第 8 条を第 9 条に変更、以降 1 条ずつずれる。</p>	
<p><b>第 14 条（契約者が行う本サービス利用契約の解約）</b></p> <p>1. 契約者は、当社が別に定める方法に従い、当社所定の書面等により、あらかじめ当社に通知して、本サービス利用契約を解約することができます。</p> <p>2. 契約開始から 2 年間を最低利用期間と定め、2 年以内の解約については当社より 2 万円の違約金を請求させていただきます。また、最低利用期間以降は 1 年ごとの自動更新となり、1 年に一度の解約月以外での解約についても 2</p>	<p><b>第 15 条（契約者が行う本サービス利用契約の解約）</b></p> <p>1. 契約者は、当社が別に定める方法に従い、当社所定の書面等により、あらかじめ当社に通知して、本サービス利用契約を解約することができます。</p> <p>2. 本サービスの解約に際し、当社が別に定める方法に従い、申込者本人（申込者が法人の場合も含みます。）である公的な証明となる書類（当社が許諾した場合は、書類の写しも可）の提出が必要になります。</p>

<p>万円の違約金を請求させていただきます。</p> <p>3. 契約者が本サービスを解約するときは、当社の定める方法により解約を申し入れるものとします。契約者が当社の定める方法による本サービスの解約を申し入れた場合の解約日は、解約依頼を当社が受領した日が属する月の翌月末日になり、同日をもって当社による本サービスの提供は終了するものとします。</p>	<p>3. 契約開始から2年間で最低利用期間と定め、2年以内の解約については当社より1契約回線ごとに20,000円(税抜)の違約金を請求いたします。また、最低利用期間経過以降は1年ごとの自動更新となり、1年に1度の解約月以外での解約についても1契約回線ごとに20,000円(税抜)の違約金を請求いたします。</p> <p>4. 他の光コラボレーション事業者に変更する場合の解約については、前項の規定の違約金とは別に1契約回線ごとに事業者変更手数料5,000円(税抜)を請求いたします。</p> <p>5. 契約者が本サービスを解約するときは、当社の定める方法により解約を申し入れるものとします。契約者が当社の定める方法による本サービスの解約を申し入れた場合の解約日は、解約依頼を当社が受領した日が属する月の翌月末日になり、同日をもって当社による本サービスの提供は終了するものとします。ただし、本サービスから別の光コラボレーション事業者に変更を行う解約の場合、別の光コラボレーション事業者が本サービスを移行した日を解約日とします。</p>
<p>第20条 (サービスの利用停止)</p> <p>1.当社は、契約者がいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。</p> <p>①料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき(料金その他の債務に係る債権について、第30条(債権の譲渡および譲受)の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合には、その事業者を支払われないときとします)。</p> <p>②当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。</p> <p>③第40条(利用に係る契約者の義務)の定め違反したとき。</p> <p>④当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。</p>	<p>第21条 (サービスの利用・手続きの停止)</p> <p>1.当社は、契約者がいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用及び各種手続きを停止することがあります。</p> <p>①料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき(料金その他の債務に係る債権について、第31条(債権の譲渡および譲受)の定めにより同条に定める事業者に譲渡することとなった場合には、その事業者を支払われないときとします)。</p> <p>②当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。</p> <p>③第40条(利用に係る契約者の義務)の定め違反したとき。</p> <p>④当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。</p>

⑤契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。

⑥第4条（契約申込み）、第11条（契約者の氏名等の変更）、第12条（契約者の地位の承継）、第13条（権利の譲渡等禁止）のいずれかに定める当社への届出事実が虚偽であった場合。

⑦前各号のほか、規約の定め違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に支障を及ぼしまたは及ぼす恐れがある行為をしたとき。

2.当社は、前項の定めにより契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

ただし、本条第1項第2号により、本サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

⑤契約者回線等に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。

⑥第4条（契約申込み）、第12条（契約者の氏名等の変更）、第13条（契約者の地位の承継）、第14条（権利の譲渡等禁止）のいずれかに定める当社への届出事実が虚偽であった場合。

⑦前各号のほか、規約の定め違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備等に支障を及ぼしまたは及ぼす恐れがある行為をしたとき。

2.当社は、前項の定めにより契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

ただし、本条第1項第2号により、本サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

料金表

契約手数料

VEGA 光新規契約料	1 契約者回線ごと	¥1,000
VEGA 光転用契約料	1 契約者回線ごと	¥2,000

料金表

契約手数料

VEGA 光新規契約料	1 契約者回線ごと	¥1,000
VEGA 光転用契約料	1 契約者回線ごと	¥2,000
VEGA 光事業者変更契約料	1 契約者回線ごと	¥1,800